

## 参加意思確認公募手続に係る参加意思確認申請書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認申請書の提出を招請する。

### 招請の趣旨

大阪府においては、勤労意欲を持ちながらその居宅以外で就労することが困難な障がい者や子育て中の親など(以下「内職等従事者」という。)に対して継続して内職をあっせんすることやこれに付随して資材の提供、技術の指導及び資材の集配を行う者で一定の要件を満たすものを「認定内職あっせん所」として認定するなど、内職等従事者への内職の委託を促進する取り組みを行っている。

これに加えて、内職等従事者等と内職あっせん所(者)向けの在宅就業情報を収集・発信するポータルサイトを運営し、両者のマッチングを図ることで、内職あっせんがより効果的に進むよう支援してきたところである。

本業務は、内職等に関する情報収集・提供や、内職等を希望する者(以下「内職等希望者」という。)に対して電話相談により、その受託を支援することを基本としており、これに子育て中の親への一般就労への移行支援業務を加えたものである。

本業務の実施にあたっては、内職等希望者からの電話による相談に対し、府内の内職等(在宅就業)や内職あっせん所(者)の状況に精通しているとともに、相談者の状況に応じて的確に助言等ができる相談対応者が不可欠である。また、内職等(在宅就業)の新規開拓にあたっては、内職あっせん所(者)、特に、府が施策として推進する認定内職あっせん所との協力体制は重要な位置を占めている。さらに、内職あっせん所(者)の新規開拓においても、府内内職あっせん所の状況等を把握していることが求められる。

社会福祉法人大阪府家内労働センター(以下「特定者」という。)は、昭和29年にその前身である大阪府内職斡旋所連合会として設立して以来、府内の内職あっせん等に関する業務に長年実績を有し、内職等希望者からの相談に対応できる相談員が在籍するとともに、認定内職あっせん所の多数と協力・連携体制が確保されている。また、平成27年度以降の本事業の実施実績を有し、誠実に履行しているなど、本業務を実施できる唯一の者である。

以上のことから、特定者の契約の相手方とする契約手続を行うことを予定しているが、特定者以外で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書の提出を受け付けるものである。

応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定者との随意契約手続に移行する。応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、特定者と当該応募者による競争手続に移行する。

本公募は、「令和5年2月定例府議会大阪府一般会計予算」が議決され、本事業にかかる予算が成立した場合にのみ事業化される停止条件付きの公募である。本事業にかかる予算が成立しない場合には、参加意思確認申請書の提出を招請したに留まり、いかなる効力も発生しない。

令和5年3月3日

大阪府商工労働部雇用推進室長

## 記

## 1 発注予定業務の内容

実施年度	令和5年度
業務名	ホームワークサポート事業
業務概要	在宅での就業を希望する就職困難者等への就業支援策として、内職等従事者のニーズに応じた在宅就業情報の収集、提供及び電話相談を実施する。また、現在在宅就業している内職等従事者の中でも、特に子育て中の親が将来在宅外での就労へ移行し、基盤が安定し、生き活きと働き続けるための一助として情報提供及び相談を実施する。
履行場所	大阪府商工労働部雇用推進室が指定する場所
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
特定者の所在地、 商号又は名称	所在地 大阪府大阪市天王寺区上汐5丁目2番3号 名称 社会福祉法人大阪府家内労働センター
特定者との契約予定価格	2,470,600円(消費税及び地方消費税(10%)を含む)

## 2 手続のスケジュール

説明書等の交付	交付期間	令和5年3月 3日(金)午前10時 から 令和5年3月14日(火)午後 5時 まで
	交付場所	大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課及び同課ホームページ <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/rodokankyo/shokai.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/rodokankyo/shokai.html</a>
	交付方法	上記の交付場所で交付します。なお、郵送による交付は行いません。
説明書等に対する 質問及び回答	質問受付 期間	令和5年3月 3日(金)午前10時 から 令和5年3月14日(火)午後 5時 まで
	質問方法	所定の質問書様式により、電子メールにより受け付けます。 メールアドレス:rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp
	最終回答日	令和5年3月16日(木)
	回答方法	大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課ホームページ <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/rodokankyo/shokai.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/rodokankyo/shokai.html</a> に掲載します。
参加意思確認申請書の 提出	提出期間	令和5年3月 3日(金)午前10時 から 令和5年3月17日(金)午後 5時 まで
	提出場所	「4. 発注機関」に記載する場所
	提出方法	持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法で提出 期間内に必着すること)
審査結果の通知	最終通知日	令和5年4月3日(月)
	通知方法	郵送
応募要件を満たさない	請求期間	応募要件を満たさないと通知を受けた日の翌日から 令和5年4月12日(水)午後5時まで

記載された審査結果の通知に対する理由請求	請求場所	「4. 発注機関」に記載する場所
	請求方法	持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法で提出期間内に必着すること)
	最終回答日	令和5年4月21日(金)
	回答方法	郵送
応募要件を満たすと記載された審査結果の通知を受けた者及び特定者による競争手続	日時・場所・その他詳細は、審査結果の通知書に記載するものとする。	
落札候補者の提出書類	提出期限	落札候補者のみ開札日の翌日午後5時まで

申請、請求、交付、質問、回答閲覧の期間中の受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前10時から午後5時まで(午後0時15分から午後1時までを除く)とする。

### 3 応募要件

基本的要件	<p>(1)大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること又は登録される見込みであること。</p> <p>(2)次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人</p> <p>イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者</p> <p>ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>(2)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。</p>
-------	---

	<p>(3)府の区域内に事業所を有していること。</p> <p>(4)公示の日から契約締結の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者。</p> <p>イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者。</p> <p>(5)府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。</p>	
技術力に関する要件等	登録	大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格において、「その他代行」で登録されている者であること又は登録される見込みであること。
	相談員	<p>次の要件をすべて満たす者を相談員として配置すること。</p> <p>(1) 大阪府内の内職あっせん者（家内労働法に基づき委託状況届を所轄の労働基準監督署に提出している者。以下同じ。）の状況や、内職あっせん事業※に関する専門的知識・経験に基づく相談・対応ができる者</p> <p>(2) 内職あっせん者又は内職あっせん者の支援等を行う法人等での勤務経験（1年以上）がある者</p> <p>(3) 電話相談に従事した経験（1年以上）がある者</p>
	内職あっせん者・認定内職あっせん所との協力体制	大阪府内の内職あっせん者10者以上と協力体制が構築できていること。ただし、うち5者以上は、大阪府の認定を受けた認定内職あっせん所であること。
	業務履行能力・業務執行体制等	<p>相談員の外、事業全体を統括し、事務を取り扱うスタッフを1名以上配置すること。</p> <p>個人情報の保護、その他情報漏洩防止について十分配慮した上、個人情報や業務上知り得た情報を適切な方法で管理していること。</p> <p>【管理方法の一例】</p> <p>・個人情報管理規程を有し、個人情報管理研修を実施していること。</p>
	業務実績等	国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類の契約履行実績（見込み含む）を過去2年間で2件以上有すること。

※内職あっせん事業とは、勤労意欲を持ちながらその居宅以外で就労することが困難な社勤労意欲を持ちながらその居宅以外で就労することが困難な者で、次に掲げるものに対し継続して内職をあっせんすること並びにこれに付随して資材の提供、技術の指導及び資材の集配を行うことをいう。

- 一 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する障害者
- 二 生活保護法(昭和三十五年法律第四十四号)第六条第二項に規定する要保護者
- 三 配偶者のない女性で現に二十歳に満たない者を扶養しているもの
- 四 前三号に掲げる者のほか、生活に困窮していると認められる者

4 発注機関

	課名等
発注機関	大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 労政・労働福祉グループ 所在地:大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階 電話番号:06-6210-9521

【 交付書類一覧表 】

	書類名称
説明書・仕様書等の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加意思確認公募手続に係る説明書             <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加意思確認公募手続に関する説明書</li> <li>・参加意思確認申請書(様式1)</li> <li>・応募要件確認資料(様式2)</li> <li>・技術力に関する要件等について(様式3)</li> <li>・質問書(様式4)</li> <li>・大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書(様式5)</li> </ul> </li> <li>○仕様書             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度 ホームワークサポート事業仕様書</li> </ul> </li> </ul>

【 提出書類一覧表 】

書類名称
参加意思確認申請書に記載のとおり